

各位

会社名 株式会社グローバルダイニング  
代表者名 代表取締役社長 長谷川 耕造  
(コード番号7625 東証第二部)  
問合せ先 執行役員 中尾 慎太郎  
最高財務責任者  
TEL 03 - 5469 - 3222

## 監査等委員会設置会社への移行及び 定款一部変更並びに役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、平成28年3月26日開催予定の当社第43回定時株主総会に定款一部変更並びに役員人事を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

##### (2) 移行の時期

平成28年3月26日開催予定の当社第43回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただくことを条件として、同日付で、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう、現行定款第25条の一部を変更するものであります。  
なお、この定款変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- ③ その他、上記の各変更に伴う条数等の変更をするものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成28年3月26日
定款変更の効力発生予定日	平成28年3月26日

3. 役員の変動（平成28年3月26日付）

（1）新任取締役候補

監査等委員である取締役

氏名	新	現
藤本 三郎	取締役	〔 株湘南グリーンサービス顧問 〕
澤 健介	取締役（社外）	〔 監査役（社外） 公認会計士 澤健介公認会計士事務所所長 〕
松田 純一	取締役（社外）	〔 監査役（社外） 弁護士 松田綜合法律事務所所長 郡山ビューホテル(株)監査役 Dua&Matsuda Advisory(株) 代表取締役 大和ハウス不動産投資顧問(株)監査役 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ(株) 監査役 〕

※〔 〕内は主な兼職先等を記載しております。

（2）退任取締役・監査役

デービット・リーブレック（現 社外取締役）

若畑 博（現 常勤監査役）

（3）ご参考（平成28年3月26日付取締役体制）

① 取締役（監査等委員である取締役を除く）

代表取締役社長 長谷川 耕造

取締役総料理長 小林 庸麿

取締役 西 マイケル

② 監査等委員である取締役

取締役 藤本 三郎

取締役 澤 健介（社外）

取締役 松田 純一（社外）

※なお、正式決定は、平成28年3月26日開催予定の第43回定時株主総会における「監査等委員会設置会社」への移行に必要な定款変更の効力発生を条件とする取締役選任決議、並びにその後の取締役会および監査等委員会において、それぞれ必要な決議に基づき行う予定です。

以上

【別紙】《定款変更の新旧対照表》

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行通り)
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当社は、取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> 及び会計監査人を置く。	第4条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> 及び会計監査人を置く。
第5条～第17条 (条文省略)	第5条～第17条 (現行通り)
<b>第4章 取締役及び取締役会</b>	<b>第4章 取締役及び取締役会</b>
(員数)	(員数)
第18条 当社の取締役は、10名以内とする。	第18条 当社の取締役( <u>監査等委員である取締役を除く</u> )は、10名以内とする。
(新設)	2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任)	(選任)
第19条 取締役は株主総会において選任する。	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u>
2 (条文省略)	2 (現行通り)
3 (条文省略)	3 (現行通り)
(新設)	4 <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u>
(新設)	5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(任期)	(任期)
第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第20条 取締役( <u>監査等委員である取締役を除く</u> )の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新設)	2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新設)	3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現行定款	変更案
第 21 条 (条文省略)	第 21 条 (現行通り)
(取締役会)	(取締役会)
第 22 条 (条文省略)	第 22 条 (現行通り)
<p>2 取締役会の招集通知は、各取締役<u>及び監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役会は、取締役<u>及び監査役の</u>全員の同意があるときは、前項の招集手続を省略して開催することができる。</p>	<p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、前項の招集手続を省略して開催することができる。</p>
4 (条文省略)	4 (現行通り)
(取締役会の決議方法)	(取締役会の決議方法)
<p>第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。ただし、下記の事項については、全取締役の3分の2以上の議決をもって行うものとする。</p> <p>(1) 取締役候補者の選任</p> <p>(2) 取締役の個別報酬額の決定</p> <p>2 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。ただし、下記の事項については、全取締役の3分の2以上の議決をもって行うものとする。</p> <p>(1) 取締役候補者の選任</p> <p>(2) 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)の個別報酬額の決定</p> <p>2 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
第 24 条 (条文省略)	第 24 条 (現行通り)
(社外取締役との責任限定契約)	(取締役との責任限定契約)
<p>第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に規定する金額の合計額とする。</p>	<p>第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に規定する金額の合計額とする。</p>
(報酬等)	(報酬等)
<p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<b>第5章 監査役及び監査役会</b>	<b>第5章 監査等委員会</b>
(員数)	(削除)
第27条 当社の監査役は、5名以内とする。	
(選任)	(削除)
第28条 監査役は株主総会において選任する。	
2 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
(任期)	(削除)
第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
(補欠監査役)	(削除)
第30条 当社は、監査役が欠けた場合または法令もしくは定款に定めた監査役の員数を欠くこととなるときに備えて、株主総会において補欠の監査役を選任することができる。	
2 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。	
3 補欠監査役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該選任決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	
(常勤監査役)	(削除)
第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	
(監査役会)	(削除)
第32条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。	
2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。	
3 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、前項の招集手続を省略して開催することができる。	
4 監査役会の運営その他に関する事項は、法令または本定款に定めのある場合を除き、監査役会で定める監査役会規程による。	
(監査役会の決議方法)	(削除)
第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 34 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p>	
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 35 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に規定する金額の合計額とする。</u></u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 36 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
(新設)	<p><u>(常勤監査等委員)</u></p>
(新設)	<p>第 27 条 <u>監査等委員会の決議により常勤監査等委員を若干名選定することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集)</u></p>
(新設)	<p>第 28 条 <u>当社の監査等委員会の招集通知は、監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、前項の招集手続を省略して開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>第 37 条～第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 30 条～第 35 条 (現行通り)</p>
(新設)	<p><b>第 8 章 付則</b></p>
(新設)	<p><u>(取締役の責任免除に関する経過措置)</u></p>
(新設)	<p>第 1 条 <u>当社は、第 43 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に定める取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、各監査等委員の同意を得て、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  <u>第2条</u> 当社は、第43回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>